平成 24 年７月６日

平成 25・26 年度の横浜市入札参加資格審査申請における社会保険の取扱い、及び工事の入札参加資格審査申請に係る経営事項審査（平成 24 年７月基準改正）の取扱いについて

１　入札参加資格審査申請における社会保険の取扱い

平成 25・26 年度の入札参加資格（工事、物品・委託等、設計・測量等）から、社会保険（健康保険、厚生年金及び雇用保険）の加入義務がある事業者については、審査申請時点で加入していることを登録の要件とします（申請受付は平成 24 年秋を予定しています。）。加入義務があるにもかかわらず、未加入となっている事業者の方は入札参加資格の登録ができません。

入札参加資格審査申請にあたっては、社会保険の加入状況を確認するための書類を提出していただきます。なお、工事に申請する場合で、経営事項審査（以下「経審」という。）の結果通知書で加入状況が確認できる事業者については、加入状況を確認するための書類の提出は不要とします。

【加入等の問合せ先】

健康保険及び厚生年金について：所轄の年金事務所

雇用保険について：所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所

２　工事の入札参加資格審査申請に係る経営事項審査（平成 24 年７月基準改正）の取扱い

平成２４年５月１日に経審の基準が改正され、平成 24 年７月１日から施行されました。これを受け、工事に係る入札参加資格審査申請において、経審を次のとおり取り扱います。

（１）平成 25・26 年度の工事に係る入札参加資格の審査申請を行う場合

平成 25・26 年度の工事に係る入札参加資格審査申請については、改正後の審査基準（以下「新基準」という。）・改正前の審査基準（以下「旧基準」という。）にかかわらず、申請日において有効かつ最新の経審により受付を行います。

なお、旧基準の経審を提出して、入札参加資格審査申請を行った後に、新基準の経審を受審した場合においても、格付の再計算等は行いません（新基準の経審の提出は必要ありません。）。

（２）平成 23・24 年度の工事に係る入札参加資格の随時申請を行う場合

平成 24 年７月以降に、平成 23・24 年度の工事に係る入札参加資格審査の随時申請を行う場合は、新基準・旧基準にかかわらず、申請日において有効かつ最新の経審により受付を行います。

なお、旧基準の経審を提出して、入札参加資格審査申請を行った後に、新基準の経審を受審した場合においても、格付の再計算等は行いません。

随時申請の詳細については次のページを参照してください。

http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z_index.html

＜問合せ先＞

財政局契約第一課・契約第二課

工事：045-671-2228

物品：045-671-2249

委託：045-671-2186